

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条に基づき、滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、まちなか（別表第1及び別図第1で定める区域をいう。以下同じ。）に住宅を取得する者の取得費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(事業計画の認定)

第3条 まちなかにおいて、一戸建ての住宅を建設し、又は購入し、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ別表第2に掲げる図書を添付し、滑川市まちなか住宅取得事業計画認定申請書（様式第1号）により申請をし、市長に事業計画の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、原則として建設の着工前に行わなければならない。ただし、一戸建ての住宅を購入しようとする場合には、住宅の購入に係る契約の前に事業計画の認定の申請を行わなければならない。

(認定の基準等)

第4条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が別表第3に適合するものと認めるときは、当該事業計画の認定をするものとする。

2 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかにその旨を当該事業計画の認定の申請をした者に通知しなければならない。

(認定計画の変更又は廃止)

第5条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、滑川市まちなか住宅取得事業計画変更認定申請書（様式第2号）を提出し、市長に変更後の事業計画の認定を受けなければならない。

2 認定事業者は、認定計画を中止しようとするときは、滑川市まちなか住宅取得支援事業中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(認定計画の取消し)

第6条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる建設を行ったとき。

(3) 第4条第2項の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該通知のあった日から1年以内に当該補助対象事業に係る補助金の交付申請をしないとき。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、住宅の建設又は購入に係る金融機関等からの借入額に対し、100分の3を乗じて得た額で千円未満を切り捨てた額とする。ただし、1住戸につき50万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、原則として1住戸につき1回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第8条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者で、市長が適当と認めるものとする。

(1) まちなか以外に居住する者で、まちなかにおいて自ら居住する一戸建ての住宅を建設し、又は購入するために金融機関等との借入契約を締結したもの。

(2) 認定計画を順守して一戸建ての住宅を建設し、又は購入した者で当該住宅に他の親族と共に住所を有するもの。

(3) 滑川市の他の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けていない者

(4) 建築基準法、都市計画法その他本市の条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導若しくは勧告に違反していない者又は当該指導若しくは勧告に従わないことにつき正当な理由があると市長が認める者

(5) 市税を滞納していない者

(補助金の交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、滑川市まちなか住宅取得支援補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 提出図書一覧表

(2) 申請内訳書

(3) 世帯全員の住民票

(4) 金融機関等との金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し

(5) 市税の納税証明書

(6) 住宅及び土地の登記全部事項証明書

(7) 建築基準法に基づく検査済証の写し（ただし、中古住宅の場合は不要）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、金融機関等の借入れの契約を締結した日から1年以内に提出しなければならない。

3 補助申請者は、第1項の規定による申請時に同項第4号に規定する契約証書の原本を提示し、確認を受けるものとする。

(補助金の交付の取り消し)

第10条 市長は、規則第5条に規定するもののほか、補助金の交付を受けた補助申請者が、入居後3箇年以内に住所地の変更したときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条第1項の規定による申請をした者に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年告示第17号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第26号)

この告示は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年告示第54号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年告示第34号)

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年告示第43号)

この告示は、平成29年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年告示第25号)

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年告示第3号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。ただし、別表第1及び別図第1の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） まちなかの区域

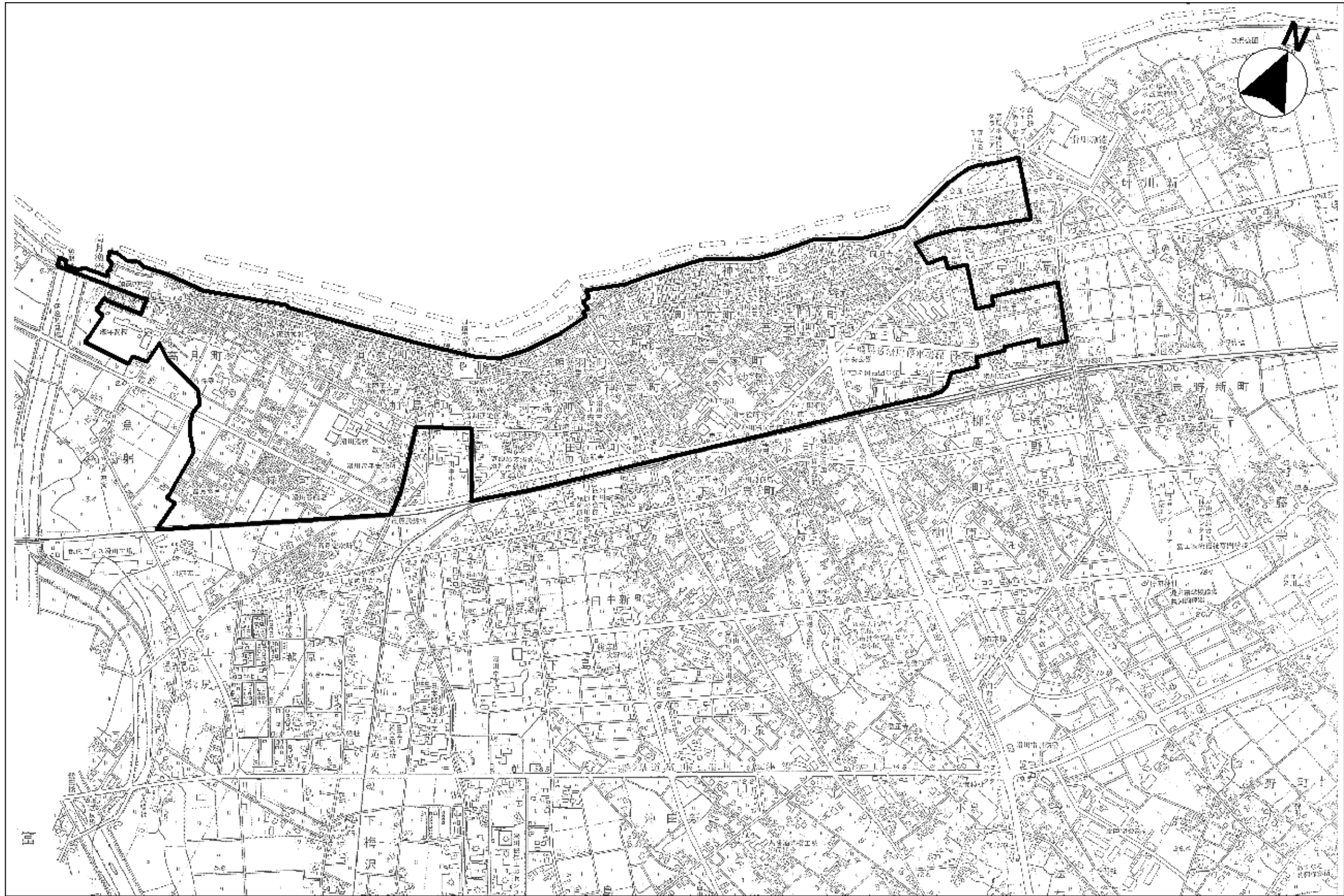
1 全地域がまちなか区域に含まれる字名

神明町、今町、夷子町、北町、武平太町、四間町、中町、瓢町、馬町、七間町、荒町、松原町、三穂町、大町、河浦町、神家町、寺家町、田中町、浜町、橋場町、瀬羽町、横町、山王町、河端町、高月町

2 一部の地域がまちなか区域に含まれる字名

常盤町、吾妻町、下小泉町、田中新町、加島町、領家町、下島、中川原、辰野、坪川新、柳原、菰原、魚躬

別図第1 (第2条関係) まちなかの区域



別表第2（第3条関係） 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書一覧表等	申請者確認欄
事業計画	事業計画の概要
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、延床面積、各階床面積、求積図、求積表
各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り
住民票	世帯全員

別表第3（第4条関係） 事業認定基準

内 容	項 目	基 準
(1) 規模	住戸専用面積	住戸専用面積は75㎡以上
(2) 安全性	耐震基準との適合	中古住宅を購入する場合 ・昭和56年6月1日以降に着工した建物 ・昭和56年5月31日以前に着工した建物は、耐震改修工事が必要となる。
(3) 事業者	世帯	親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族をいう。）2人以上で入居する者

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

滑川市長 へ

申請者 住所
氏名
電話番号

滑川市まちなか住宅取得事業計画認定申請書

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、滑川市まちなか住宅取得事業計画について、別紙のとおり認定を申請します。

年 月 日

滑川市長 あて

申請者 住所
氏 名

滑川市まちなか住宅取得事業計画変更認定申請書

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画について、
次のとおり変更の認定を申請します。

記

1 変更後の事業計画
別添のとおり

2 変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

滑川市長 あて

申請者 住所
氏 名

滑川市まちなか住宅取得支援事業中止届

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 中止の理由

年 月 日

滑川市長 あて

申請者 住所
氏 名

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付申請書

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

- 2 添付書類
- (1) 提出図書一覧表
 - (2) 申請内訳書
 - (3) 世帯全員の住民票
 - (4) 金融機関等との金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し
 - (5) 市税の納税証明書
 - (6) 住宅及び土地の登記全部事項証明書
 - (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
 - (8) 市長が必要と認める書類

(参 考)

第 号

申請者 住 所
氏 名

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金
交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金については、滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

滑川市長

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 確 定 額 金 _____ 円

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金請求書

請求金額 _____ 円

件名及び内訳

滑川市まちなか住宅取得支援事業補助金

上記の金額を請求します。
なお、次の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他 () 店						
預金種目	普通・当座・()						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

年 月 日

滑川市長 あて

請求者 (申請者)

住 所

氏 名

別紙 1

提出図書一覧表（補助金交付申請に必要となる図書等一覧表）

提出図書等		内容	確認欄
別紙 2	申請内訳書	当該住宅の建設及び購入に関する概要	
	添付書類等		
	世帯全員の住民票		
	金融機関等との金銭消費貸借 抵当権設定契約証書の写し	金銭消費貸借及び抵当権設定の契約 を交わしている事がわかる契約証書 (補助金申請時に原本確認あり)	
	市町村税の納税証明書		
	住宅及び土地の登記全部事項 証明書		
	建築基準法に基づく検査済証 の写し		
	市長が必要と認める書類		

別紙2

申請内訳書

住宅所有者住所	〒 —	
	TEL — —	
フリガナ		生年月日
住宅所有者氏名		年 月 日
住宅ローン借入額	(a)	円
(a)の3%の額 (※千円未満切捨て)	(b)	円
補助申請額 (※)500千円と(b)の小さい方の額を記入	(c)	円
当該住宅の登記年月日	年 月 日	
金銭消費貸借契約年月日	年 月 日	
住宅の種類	1. 戸建て住宅 (新築) 2. 戸建て住宅 (中古) 3. 併用住宅 (新築) 4. 併用住宅 (中古)	
敷地面積 (一戸建てのみ記載)		m ²
住戸専用面積 (延床面積)		m ²

第 号
年 月 日

申請者

様

滑川市長

滑川市まちなか住宅取得事業計画認定書

年 月 日付で申請のあった、滑川市まちなか住宅取得事業計画認定については、申請内容のとおり認定したので通知します。

第 号
年 月 日

申請者

様

滑川市長

滑川市まちなか住宅取得事業計画変更認定書

年 月 日付けで申請のあった、滑川市まちなか住宅取得事業計画変更認定については、申請内容のとおり認定したので通知します。

第 号
年 月 日

申請者

様

滑川市長

滑川市まちなか住宅取得事業中止（廃止）承認書

年 月 日付けで申請のあった、滑川市まちなか住宅取得事業中止（廃止）については、申請内容のとおり承認したので通知します。